

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案
新旧対照表 目次

大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）（第一条関係）	1
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第八十八号）（第二条関係）	8
湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）（第三条関係）	10
環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（第四条関係）	11

改正案	現行
<p>（報告及び検査）</p> <p>第十二条 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、ばい煙発生施設を設置している者に対し、ばい煙発生施設の使用の方法、ばい煙の処理の方法、ばい煙量及びばい煙濃度、法第六条第二項の環境省令で定める事項並びにばい煙発生施設の事故の状況及び事故時の措置について報告を求めめることができる。この場合において、法第二十七条第一項に規定するばい煙発生施設において発生するばい煙を排出する者に対しては、法第十四条第一項若しくは第三項、第十五条第一項若しくは第二項、第十五条の二第一項若しくは第二項、第二十三条第二項又は第二十七条第三項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合に行うものとする。</p> <p>2 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、その職員に、ばい煙発生施設を設置している者の工場又は事業場に立ち入り、ばい煙発生施設及びばい煙処理施設並びにこれらの関連施設、ばい煙発生施設に使用する燃料及び原料並びに係帳簿書類を検査させることができる。この場合において、</p>	<p>（報告及び検査）</p> <p>第十二条 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、ばい煙発生施設を設置している者に対し、ばい煙発生施設の使用の方法、ばい煙の処理の方法、ばい煙量及びばい煙濃度、法第六条第二項の環境省令で定める事項並びにばい煙発生施設の事故の状況及び事故時の措置について報告を求めめることができる。この場合において、法第二十七条第二項に規定するばい煙発生施設において発生するばい煙を排出する者に対しては、法第十四条第一項若しくは第三項、第十五条第一項若しくは第二項、第十五条の二第一項若しくは第二項、第二十三条第二項又は第二十七条第四項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合に行うものとする。</p> <p>2 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、その職員に、ばい煙発生施設を設置している者の工場又は事業場に立ち入り、ばい煙発生施設及びばい煙処理施設並びにこれらの関連施設、ばい煙発生施設に使用する燃料及び原料並びに係帳簿書類を検査させることができる。この場合において、</p>

法第二十七条第一項に規定するばい煙発生施設において発生するばい煙を排出する者に対しては、法第十四条第一項若しくは第三項、第十五条第一項若しくは第二項、第十五条の二第一項若しくは第二項、第二十三條第二項又は第二十七條第三項の規定による権限の行使に關し必要と認められる場合に、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、ばい煙発生施設に使用する燃料、原料及び關係帳簿書類について行うものとする。

3 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者（法第二十七条第一項に規定する特定施設を設置している者を除く。以下この項において同じ。）に対し、特定施設の事故の状況及び事故時の措置について報告を求め、又はその職員に、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者の工場若しくは事業場に立ち入り、特定施設及びその関連施設並びに關係帳簿書類を検査させることができる。

4 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、揮発性有機化合物排出施設を設置している者に対し、揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法、揮発性有機化合物の処理の方法、揮発性有機化合物濃度並びに法第十七條の五第二項の環境省令で定める事項について報告を求め、又はその職員に、揮発性有機化合物排出施設を設置している者の工

法第二十七条第二項に規定するばい煙発生施設において発生するばい煙を排出する者に対しては、法第十四条第一項若しくは第三項、第十五条第一項若しくは第二項、第十五条の二第一項若しくは第二項、第二十三條第二項又は第二十七條第四項の規定による権限の行使に關し必要と認められる場合に、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、ばい煙発生施設に使用する燃料、原料及び關係帳簿書類について行うものとする。

3 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者（法第二十七条第二項に規定する特定施設を設置している者を除く。以下この項において同じ。）に対し、特定施設の事故の状況及び事故時の措置について報告を求め、又はその職員に、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者の工場若しくは事業場に立ち入り、特定施設及びその関連施設並びに關係帳簿書類を検査させることができる。

4 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、揮発性有機化合物排出施設を設置している者に対し、揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法、揮発性有機化合物の処理の方法、揮発性有機化合物濃度並びに法第十七條の五第二項の環境省令で定める事項について報告を求め、又はその職員に、揮発性有機化合物排出施設を設置している者の工

場若しくは事業場に立ち入り、揮発性有機化合物排出施設及びその関連施設並びに係帳簿書類を検査させることができる。この場合において、法第二十七条第一項に規定する揮発性有機化合物排出施設を設置する者に対しては、法第十七条の十一、第二十三条第二項又は第二十七条第三項の規定による権限の行使に必要と認められる場合に行うものとする。

5 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、一般粉じん発生施設を設置している者に対し、一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理の方法について報告を求め、又はその職員に、一般粉じん発生施設及びその関連施設並びに係帳簿書類を検査させることができる。この場合において、法第二十七条第一項に規定する一般粉じん発生施設を設置する者に対しては、法第十八条の四又は第二十七条第三項の規定による権限の行使に必要と認められる場合に行うものとする。

6 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、特定粉じん排出者に対し、特定粉じん発生施設の使用の方法、特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法及び法第十八条の六第二項の環境省令で定める事項について報告を求め、又はその職員に、特定粉じん排出者の工場若しくは事業場に立ち入り、特定粉じん発生施設及びその関連施設、特定

場若しくは事業場に立ち入り、揮発性有機化合物排出施設及びその関連施設並びに係帳簿書類を検査させることができる。この場合において、法第二十七条第二項に規定する揮発性有機化合物排出施設を設置する者に対しては、法第十七条の十一、第二十三条第二項又は第二十七条第四項の規定による権限の行使に必要と認められる場合に行うものとする。

5 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、一般粉じん発生施設を設置している者に対し、一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理の方法について報告を求め、又はその職員に、一般粉じん発生施設及びその関連施設並びに係帳簿書類を検査させることができる。この場合において、法第二十七条第二項に規定する一般粉じん発生施設を設置する者に対しては、法第十八条の四又は第二十七条第四項の規定による権限の行使に必要と認められる場合に行うものとする。

6 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、特定粉じん排出者に対し、特定粉じん発生施設の使用の方法、特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法及び法第十八条の六第二項の環境省令で定める事項について報告を求め、又はその職員に、特定粉じん排出者の工場若しくは事業場に立ち入り、特定粉じん発生施設及びその関連施設、特定

粉じん発生施設に使用する原料並びに関係帳簿書類を検査させることができる。この場合において、法第二十七條第一項に規定する特定粉じん発生施設を設置する者に対しては、法第十八條の十一又は第二十七條第三項の規定による権限の行使に關し必要と認められる場合に行うものとする。

7
(略)

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十三条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち一般粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長(川口市、所沢市、越谷市、平塚市、四日市市、吹田市、枚方市、八尾市、明石市、加古川市、呉市及び佐世保市の長(以下「特定特例市の長」という。))を除く。以下この項において「特例市の長」という。)が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、特例市の長に関する規定として特例市の長に適用があるものとする。

一(三)(略)

四 法第二十七條第二項の規定による通知の受理に關する事務

粉じん発生施設に使用する原料並びに関係帳簿書類を検査させることができる。この場合において、法第二十七條第二項に規定する特定粉じん発生施設を設置する者に対しては、法第十八條の十一又は第二十七條第四項の規定による権限の行使に關し必要と認められる場合に行うものとする。

7
(略)

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十三条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち一般粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長(川口市、所沢市、越谷市、平塚市、四日市市、吹田市、枚方市、八尾市、明石市、加古川市、呉市及び佐世保市の長(以下「特定特例市の長」という。))を除く。以下この項において「特例市の長」という。)が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、特例市の長に関する規定として特例市の長に適用があるものとする。

一(三)(略)

四 法第二十七條第三項の規定による通知の受理に關する事務

五 法第二十七条第五項の規定による協議に関する事務

六 (略)

2 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務(工場に係る事務を除く。)、法第十七条第二項の規定による通報の受理に関する事務、同条第三項の規定による命令に関する事務並びにこれに伴う法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務、法第二十条の規定による測定に関する事務、法第二十一条第一項の規定による要請及び同条第三項の規定による意見を述べることに関する事務、法第二十二条第一項の規定による常時監視及び同条第二項の規定による報告に関する事務並びに法第二十四条第一項の規定による公表に関する事務は、小樽市、室蘭市、苫小牧市、市川市、松戸市、市原市、八王子市、藤沢市及び大牟田市の長(以下「政令市の長」という。)が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に関する規定として政令市の長に適用があるものとする。

一(五) (略)

六 法第二十七条第二項及び第四項の規定による通知

五 法第二十七条第六項の規定による協議に関する事務

六 (略)

2 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務(工場に係る事務を除く。)、法第十七条第二項の規定による通報の受理に関する事務、同条第三項の規定による命令に関する事務並びにこれに伴う法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務、法第二十条の規定による測定に関する事務、法第二十一条第一項の規定による要請及び同条第三項の規定による意見を述べることに関する事務、法第二十二条第一項の規定による常時監視及び同条第二項の規定による報告に関する事務並びに法第二十四条の規定による公表に関する事務は、小樽市、室蘭市、苫小牧市、市川市、松戸市、市原市、八王子市、藤沢市及び大牟田市の長(以下「政令市の長」という。)が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に関する規定として政令市の長に適用があるものとする。

一(五) (略)

六 法第二十七条第三項及び第五項の規定による通知

の受理に関する事務

七 法第二十七条第三項の規定による要請に関する事務

八 法第二十七条第五項の規定による協議に関する事務

九 (略)

3 (略)

4 前項に規定する事務並びに法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうちばい煙の排出の規制及び特定粉じんに関する規制に係る第二項各号に掲げる事務であつて工場に係るもの並びに揮発性有機化合物の排出の規制に係る次に掲げる事務は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（北九州市を除く。）の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長（以下この項において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

一～四 (略)

五 法第二十七条第二項及び第四項の規定による通知の受理に関する事務

六 法第二十七条第三項の規定による要請に関する事

の受理に関する事務

七 法第二十七条第四項の規定による要請に関する事務

八 法第二十七条第六項の規定による協議に関する事務

九 (略)

3 (略)

4 前項に規定する事務並びに法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうちばい煙の排出の規制及び特定粉じんに関する規制に係る第二項各号に掲げる事務であつて工場に係るもの並びに揮発性有機化合物の排出の規制に係る次に掲げる事務は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（北九州市を除く。）の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長（以下この項において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

一～四 (略)

五 法第二十七条第三項及び第五項の規定による通知の受理に関する事務

六 法第二十七条第四項の規定による要請に関する事

務 務
七 法第二十七条第五項の規定による協議に関する事
務
八 (略)
5 (略)

務 務
七 法第二十七条第六項の規定による協議に関する事
務
八 (略)
5 (略)

改 正 案	現 行
<p>（報告及び検査） 第八条（略） 2・3（略） 4 第一項又は第二項の規定による報告及び前項の規定による検査は、<u>法第二十三条第一項に規定する特定施設又は指定施設</u>に関しては、<u>法第十三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項、第十四条の三第一項若しくは第二項、第十八条又は第二十三条第三項の規定による権限の行使に</u>關し必要と認められる場合に行うものとする。</p> <p>5（略）</p> <p>（政令で定める市の長による事務の処理） 第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）<u>第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、八王子市、町田市、藤沢市及び徳島市の長</u>（以下</p>	<p>（報告及び検査） 第八条（略） 2・3（略） 4 第一項又は第二項の規定による報告及び前項の規定による検査は、<u>法第二十三条第二項に規定する特定施設又は指定施設</u>に関しては、<u>法第十三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項、第十四条の三第一項若しくは第二項、第十八条又は第二十三条第四項の規定による権限の行使に</u>關し必要と認められる場合に行うものとする。</p> <p>5（略）</p> <p>（政令で定める市の長による事務の処理） 第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）<u>第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、八王子市、町田市、藤沢市及び徳島市の長</u>（以下</p>

この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

一～五（略）

六 法第十七条第一項の規定による公表に関する事務

七（略）

八 法第二十三条第二項及び第四項の規定による通知の受理に関する事務

九 法第二十三条第三項の規定による要請に関する事務

十 法第二十三条第五項の規定による協議に関する事務

十一（略）

この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

一～五（略）

六 法第十七条の規定による公表に関する事務

七（略）

八 法第二十三条第三項及び第五項の規定による通知の受理に関する事務

九 法第二十三条第四項の規定による要請に関する事務

十 法第二十三条第六項の規定による協議に関する事務

十一（略）

改正案	現行
<p>（政令で定める市の長による事務の処理）</p> <p>第十二条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、秋田市、つくば市、千葉市、船橋市、松戸市、柏市、大津市、京都市、松江市、岡山市及び倉敷市の長（以下この条において「政令市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に関する規定として政令市の長に適用があるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第十二条第三項において準用する水質汚濁防止法第二十三条第四項の規定による通知の受理に関する事務</p> <p>四〇十（略）</p>	<p>（政令で定める市の長による事務の処理）</p> <p>第十二条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、秋田市、つくば市、千葉市、船橋市、松戸市、柏市、大津市、京都市、松江市、岡山市及び倉敷市の長（以下この条において「政令市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に関する規定として政令市の長に適用があるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第十二条第三項において準用する水質汚濁防止法第二十三条第五項の規定による通知の受理に関する事務</p> <p>四〇十（略）</p>

改正案	現行
<p>（大気環境課の所掌事務）</p> <p>第三十三条 大気環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の状況（放射性物質による大気の汚染の状況に限る。）の把握のための監視及び測定に関する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に関すること。</p> <p>（水環境課の所掌事務）</p> <p>第三十五条 水環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第六号において同じ。）の防止のための規制に属すること（土壌環境課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>三 五（略）</p> <p>六 環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の</p>	<p>（大気環境課の所掌事務）</p> <p>第三十三条 大気環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の状況の把握のための監視及び測定に関する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に関すること。</p> <p>（水環境課の所掌事務）</p> <p>第三十五条 水環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）の防止のための規制に関すること（土壌環境課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>三 五（略）</p>

状況（放射性物質による水質の汚濁の状況に限る。）の把握のための監視及び測定に関する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に関すること（土壤環境課の所掌に属するものを除く。）。

七〇九（略）

（土壤環境課の所掌事務）

第三十六条 土壤環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二（略）

三 環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の状況（放射性物質による地下水の水質の汚濁の状況に限る。）の把握のための監視及び測定に関する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に関すること。

四（略）

五 前各号に掲げるもののほか、第六条第十六号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての地下水、土壌及び地盤に係るもの

六〇八（略）

（土壤環境課の所掌事務）

第三十六条 土壤環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二（略）

三（略）

四 前三号に掲げるもののほか、第六条第十六号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての地下水、土壌及び地盤に係るもの